

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

千曲市は、千曲川によって形成された肥沃な大地と東西に広がる山々に囲まれた、豊かで美しい自然景観に恵まれた地域で、東日本では最も大きいといわれる森將軍塚古墳をはじめ、周辺には多くの遺跡があり、月の名所姨捨をはじめ棚田やあんずの里、戸倉上山田温泉など、古くから先人たちが築いてきた歴史と文化に恵まれた地域です。

現在、私たちはその恵みと豊かな環境を享受しながら、一方で物の豊かさや便利さを求める生活へと大きく変わってきています。しかし、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させる現在の社会経済活動は、身近な自然を減少させ、都市・生活型の公害などを引き起こしてきました。私たちが直面している環境問題は、地球環境もおびやかすまでの空間的広がりを持ち、将来の世代まで影響を及ぼすような広がりをもって、複雑になってきています。今、私たち一人ひとりが足もとを見つめなおし、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐために、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を創っていくことが重要な課題となっています。

このような背景を踏まえて、千曲市では平成15年9月に「千曲市環境基本条例」を制定しました。千曲市環境基本計画は、条例第3条の基本理念を受け、第8条に基づいて策定されました。

千曲市環境基本条例の基本理念

環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。

環境の保全等は、人間が自然から多くの恵みを受けていることを認識し、自然との共生と環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下、自主的かつ積極的に行わなければならない。

地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域の環境が地球環境と深く関わっていることを認識して、すべての事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

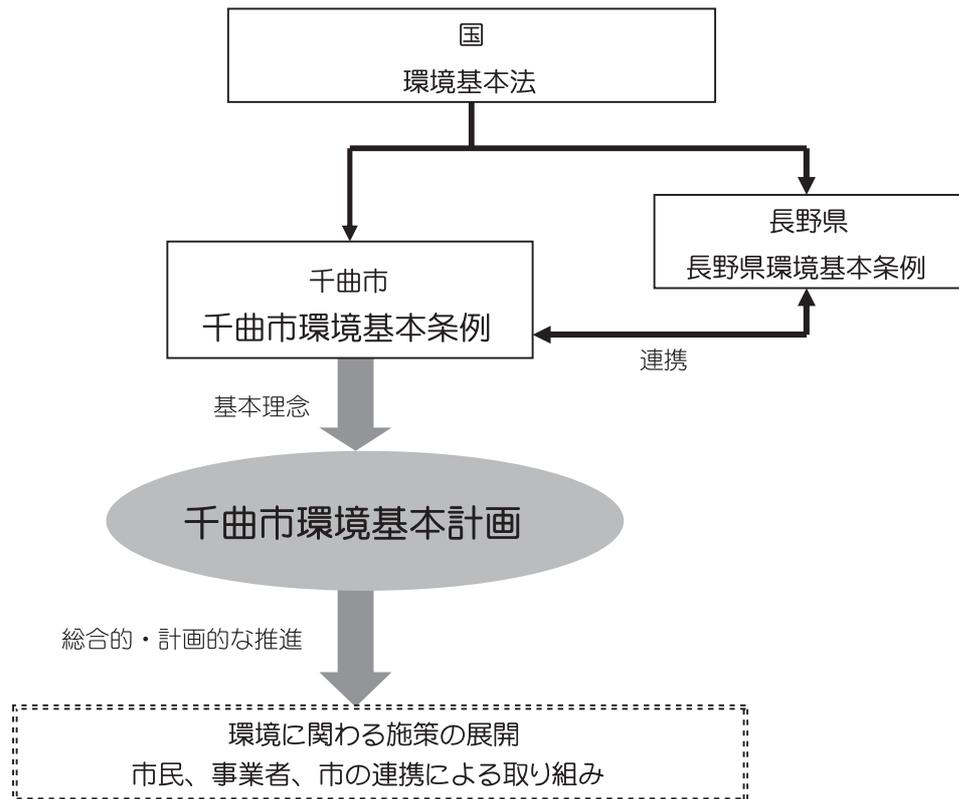
2 計画の目的

本計画は、千曲市の豊かな環境を保全し、将来の世代を含めた市民が安全で快適に暮らすことができるように、『望ましい将来像』の実現にむけた具体的な行動を、総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

また、市民、事業者、市などあらゆる立場の人々が、連携して環境問題の解決にむけて行動することによって、千曲市の『望ましい将来像』が実現することを目指します。

3 計画の位置付け

本計画は、千曲市環境基本条例に基づき策定したもので、環境の保全及び創造に関してもっとも基本となる計画です。環境に関連した市の個別計画や事業は、本計画に沿ってすすめられる必要があります。また市民、事業者、市の環境に関する取り組みの基本的な指針となります。



4 計画の対象期間

計画の実効性を確保するため、計画期間は、平成 16 年度を基準年度として、目標年度を策定年度（平成 17 年度）の 10 年後の平成 27 年度とし、長期目標は 20～30 年後としました。

なお、環境の変化や社会情勢の変化に適切に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

5 計画の対象地域

本計画の対象地域は、千曲市全域としました。ただし、市域周辺の環境や地球環境への影響も、十分に配慮するものとします。

6 計画の対象範囲

本計画が対象とする環境は、身近な自然環境から日常生活（ライフスタイル）や地球環境まで幅広くとらえています。また、本計画では、市民参加を大きな柱としているため、そのしくみづくりやコミュニティづくりも含まれています。本計画では下の 5 つのテーマをもとに整理しました。

①市民参加

・しくみと場 ・環境情報 ・コミュニティ

②自然

・野生動植物と生息環境 ・水辺環境 ・里山 ・農地や山林
・都市の緑

③もったいない

・資源と廃棄物 ・リサイクル ・不法投棄 ・水資源

④安全安心

・地球温暖化 ・エネルギー ・防災 ・公害 ・オゾン層

⑤環境学習

・子どもたちの環境学習 ・市民の環境学習

7 計画の主体

今日の環境問題は、これまでの行政主導の規制的な対応だけでは解決できません。社会の構成員であるすべての主体が、それぞれの立場に応じて責任を自覚し、環境保全のために自主的・積極的に行動していくことが必要です。

計画の主体となる市民・事業者・市及び学校が果たすべき役割を次に示します。

市民 の役割

市民は、日常生活において環境に与えている影響を理解し、自ら環境への負荷を低減するよう努めます。また地域や市と協力して環境活動などを率先してすすめ、活動の輪を広げていきます。

事業者 の役割

事業者は、自然環境の適正保全や廃棄物の適正処理、再生資源の使用などにより環境への負荷を低減し、環境配慮型の事業活動に取り組みます。また地域や市が行う環境活動にも協力します。

市 の役割

市は、千曲市環境基本条例、千曲市環境基本計画に基づき、環境保全のための取り組みを重要施策として位置付け、実施します。また、職員自らが率先して環境への負荷の低減に取り組みます。

学校 の役割

学校は、市民やPTAなどと協力し、環境学習のサポーター制度を活用しながら、郷土の自然保護活動を学習に取り入れれたり、ビオトープづくり、学校林づくりに積極的に取り組みます。

8 計画の策定手順

公募による市民委員会を設置し、平成16年10月から平成18年3月まで合計17回の委員会を開催し、議論を重ねました。この他に、委員のメンバーはそれぞれ自然環境部会と社会環境部会に分かれて、具体的な内容を検討するなど、本計画は市民が主体となってつくられました。特に、計画づくりが目的化しないように、内容を検討しながら、同時に市民の活動が少しでも実現していくことを目指しました。現地視察会や観察会、マイバッグの調査などは、検討していく中で実現した活動です。

また庁内会議などを通じて、環境の現状に関するデータの収集や計画に盛り込む施策などを検討しました。



市民委員会の様子

更に、市民アンケートや市報、ホームページを通じて市民などの意見を集約するとともに、市民ワークショップやこども環境サミット、地域説明会（環境問題懇談会）などを開催し、より多くの市民、事業者などの意見を反映させるよう努めました。

計画の内容については、素案の段階から逐次、千曲市環境審議会に説明し、その意見を聞きながら見直しを行いました。

9 言葉の定義

計画をすすめる上で軸となる言葉の定義について、次に示します。

